

第4節 障害保健福祉対策

障害保健福祉対策

【現状と課題】

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により飛躍的に充実しましたが、次のような問題点が指摘されていました。

身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと

サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと

支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

これらの制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために、平成17年度に障害者自立支援法が制定され、平成18年10月から全面施行されました。

障害者自立支援法のポイントは以下のとおりで、県は法の理念に基づき、障害のある人々の自立を支えることとしています。

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編

障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供

サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実

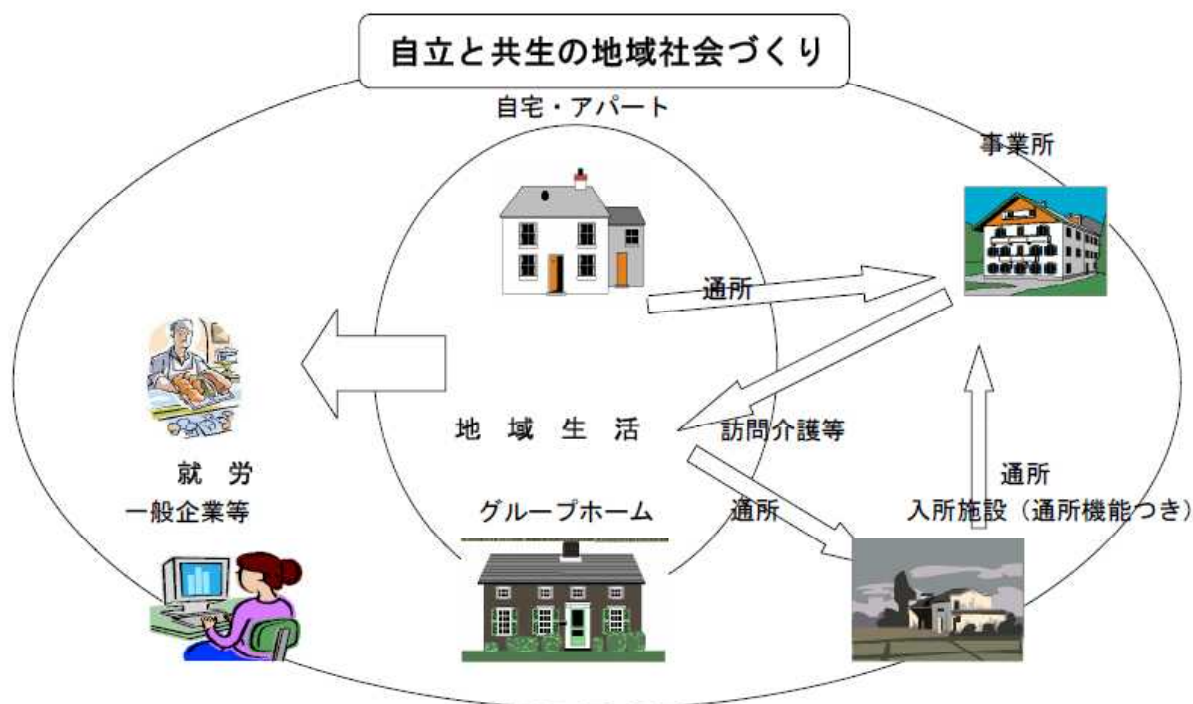
就労支援を抜本的に強化

支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害者に対する保健福祉施策は、「障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す」という基本的な考え方に沿って展開されています。

このため、県民各層が障害者について正しい理解を深め、ニーズに対応した多様な相談支援体制を構築するとともに、障害者自立支援法関連施設の充実や市町村が中心となった地域における適切な保健福祉サービスの提供が必要です。

また、障害者が自立して豊かな生活を営むことができるよう、社会活動への参加を支援することも重要になっています。



【目標】

「ノーマライゼーション」の理念の下、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしい自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

【施策の方向と主な施策】

(1) 障害福祉サービスの提供

障害福祉サービスに地域間の格差が生じないように、サービスの均てん化を図られるよう市町村等と連携を図ります。(県)

旧法施設が、円滑に新事業体系へ移行できるよう支援していきます。(県)

地域のニーズ等を勘案しながら、障害者自立支援法関連施設の整備を進めます。(県)

(2) 障害者の就労支援

精神障害者社会適応訓練事業や障害者就業・生活支援センターにおける支援事業、就労移行支援事業所の充実などを通じて、一般就労への移行の促進を図ります。(県)

授産施設や就労継続事業所を利用する障害者の工賃の増額を図ります。(県)

(3) 指定障害福祉サービス等に従事する人材の確保

「障害程度区分認定調査員等研修事業」や「相談支援従事者研修事業」、「サービス管理責任者養成研修事業」等を通じ、指定障害福祉サービス等に係る人材を確保し、資質の向上を図ります。(県)

「手話通訳者養成研修事業」や「音声機能障害者発声訓練指導者養成事業」等を通じ、障害者のコミュニケーションを支援する人材を確保し、資質の向上を図ります。(県)

(4) 適切な医療の確保

障害者自立支援法に基づいて、障害の種類に関わらず、障害の軽減、更生、治療のために自立支援医療を給付します。(県、市町村)

重度心身障害者医療費助成事業により、重度障害者の医療費の負担軽減を図ります。
(県、市町村)

(5) 指定障害福祉サービスの質の向上

事業者が第三者評価の積極的な実施に取り組めるよう、制度の活用等について周知を図りません。(県)

虐待未然防止ネットワークの構築や、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等を含めたマニュアルの作成等を検討し、虐待防止の体制づくりを図ります。(県)

(6) 地域生活支援事業

自閉症等発達障害者やその家族に対する支援を総合的に行う「発達障害者支援センター運営事業」や「障害者就業・生活支援センター事業」等を通じ専門性の高い支援を実施し、障害者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援をします。(県)

各圏域レベルの相談支援に関する協議の場である「自立支援協議会」の設置等を通じ、市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援をします。(県、市町村)

「生活訓練等事業」、「情報支援等事業」、「障害者IT総合推進事業」、「社会参加促進事業」等を通じ、障害者の社会参加、障害者に対する正しい理解の普及に努めていきます。
(県、市町村)

スポーツ活動、文化活動等を通じた社会参加の促進を図ります。(県、市町村)

障害者の自立と社会参加活動を促進するため、ボランティア等の養成や家族会・当事者の会の活動を支援します。(県、市町村)

自立支援法関連施設等を経て、地域で生活する精神障害者が、円滑に公営住宅や民間賃貸住宅に入居できるよう関係機関等との連携に努めます。(県、関係機関)

(7) 精神障害者保健福祉手帳制度の周知・普及に努め、制度利用者数の拡大を図ります。(県)